

# 社会福祉法人真地福祉会 役員等の費用弁償等支給規程

## (目的)

第1条 この規程は真地福祉会役員等（理事、監事、評議員、外部委員）に対する費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

## (費用弁償)

第2条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、あさひ保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

第3条 役員等が理事長の召集に応じ各会に出席したときは、日当6,000円（交通費込）を支給する。

第4条 第1条に定めるものが、慶弔または罹災及び傷病した場合はあさひ保育園慶弔見舞金支給規定に準じ、金額については50,000円を限度額とし、その都度理事長が判断して決め、支給する。

第5条 第1条に定めるものが、満25年以上誠実に貢献した場合、賞品（20,000円を限度とする）を授与する。

## 附則

- 1 この規程は平成11年1月23日から施行する。
- 2 平成3年4月1日施行は廃止する。
- 3 平成25年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 平成29年4月1日から一部改正し施行する。